



平成31年2月27日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者  
此下 竜矢  
(コード番号 5103 東証第二部)  
問合せ先 取締役最高執行責任者兼  
最高財務責任者 庄司 友彦  
(TEL. 04-7131-0181)

### J Trust Asia Pte.Ltd. による会社更生法適用申請棄却に対する 控訴申立ての差し戻しに関するお知らせ

当社子会社のGroup Lease PCL (以下、GL) に対する会社更生申立訴訟がタイ王国において棄却され、その後当該棄却に対する控訴申立てがされていましたが、2019年2月26日に当該控訴申立てを受け、第一審に差し戻しされたとの報告を受けましたのでお知らせいたします。

既にお知らせしておりますように、2018年3月19日にタイ中央破産裁判所は、Jトラスト株式会社 (以下、Jトラスト) の子会社であるJ Trust Asia Pte. Ltd. (以下、JTA) がGLに対して申立てを行った会社更生法適用に関して、法的要件を欠くことから正式に棄却の命令を下しております。

本件に関してJTAは控訴申立てを行っていましたが、第一審における審理において証人尋問手続きなど必要要件が不足しており、これらを行って審理を尽くすべきであるとの理由で2019年2月26日に当該控訴申立てが差し戻しとなりました。それに伴い2019年4月26日を再開後初期日として差し戻し裁判が行われる予定です。

中央破産裁判所の審理の間もGLは通常業務を行うことは一切禁止されておらず、従いまして、GLは業務を通常通りに遂行してまいります。本件、進展があり次第、速やかにご報告いたします。

以 上